

令和6年第2回那須烏山市議会6月定例会（第5日）

令和6年6月12日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時48分

◎出席議員（15名）

1番	高 木 洋 一	2番	福 田 長 弘
3番	荒 井 浩 二	4番	堀 江 清 一
5番	興 野 一 美	6番	青 木 敏 久
7番	矢 板 清 枝	8番	滝 口 貴 史
9番	小 堀 道 和	10番	相 馬 正 典
11番	田 島 信 二	12番	渋 井 由 放
14番	中 山 五 男	15番	高 田 悦 男
16番	平 塚 英 教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川 俣 純 子
副市長	熊 倉 精 介
教育長	内 藤 雅 伸
会計管理者兼会計課長	高 田 勝
総合政策課長	小原沢 一 幸
公共施設再編担当課長	関 雅 人
まちづくり課長	大 鐘 智 夫
総務課長	佐 藤 博 樹
税務課長	川 俣 謙 一
市民課長	大 谷 啓 夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡 誠
こども課長	水 上 和 明
農政課長	深 澤 宏 志
商工観光課長	星 貴 浩
都市建設課長	佐 藤 光 明

上下水道課長

石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

高 橋 昌 弘

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 報告第11号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
- 日程 第 2 追加議案第3号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 3 追加議案第2号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第 4 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 5 閉会中の継続調査の申し出について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（青木敏久） おはようございます。傍聴席の皆さま方には、お忙しい中、早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日はこの本会議の前に、議会運営委員会を開催し、日程を追加いたしましたので報告します。

日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 報告第11号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（青木敏久） 日程第1 報告第11号 特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

特別委員会委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 報告第11号、特別委員会委員長及び副委員長の報告について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による、委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和6年6月12日提出。那須烏山市議会議長青木敏久。

JR烏山線利用促進特別委員会委員長、高木洋一。副委員長、渋谷由放。

防災対策調査特別委員会委員長、平塚英教。副委員長、田島信二。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 特別委員会委員長及び副委員長の報告については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することになっておりますので、ただいま朗読のとおり報告させていただきます。

◎日程第2 追加議案第3号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について

○議長（青木敏久） 日程第2 追加議案第3号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第3号について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市長及び副市長の給料の支給額を令和6年7月から1か月間減ずることとするため、給料の減額に関する条例を定めるものであります。

市民が主役の市政運営を目指し、全庁を挙げて各種課題に取り組んでいるさなか、元職員の収賄罪が確定したことは、市内外に与えた影響が大きく、誠に遺憾であります。市民の方々には大変な御心配と御迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。

本年3月においても、市長及び副市長の給料を減額する条例案を上程し可決いただいたところではありますが、これは、元職員の金品授受に対する管理監督責任を果たすものであり、収賄罪に対するものではありません。

今般、収賄罪が確定したことから、収賄罪に対する管理監督責任を果たすべく、改めて7月から1か月間、市長に当たっては10%、副市長に当たっては5%を給与月額からそれぞれ減額することとしたものです。

市民の皆様の信頼を回復するためには、長く険しい道のりになるかとは思いますが、二度と同じ過ちを繰り返さないように、一つ一つ着実に信頼回復に努めてまいり所存であります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決御決定くださりますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ただいま説明いただきました収賄罪ということが新たに加わって、元職が具体的に便宜を図ったような案件というのを把握しているのかどうかをお尋ねしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） お答えします。

今回の罪名は、賄賂を収受した場合にのみ適用される単純収賄罪であるため、個別具体的に不正な便宜供与があったことを認めるものではございませんので、御承知願いたいと思います。

なお、個別具体的に不正な便宜供与があった上で賄賂を収受した場合、またはその逆だった場合は、罪名は、加重収賄罪といった別なものになることとなりますので、改めて御承知願いたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） では、今回は単純ということで、特定の案件はないと、全体的な話であろうということですね。一応収賄罪ということで起訴されたと、確定しましたということですね。

続いて、当然それに対する今後の防止策といいますか、庁内での防止策についてどのような対応を取るのか、教えていただければと思います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今回の罪名自体が賄賂を授受したという場合にのみ適用される単純収賄罪であるため、個別具体的に不正な便宜供与があったとは、認めるものではありません。

しかし今回の事件は業者が元職員に賄賂を送るきっかけとなったのが、委託業務に関する随意契約であり、また、随意契約は一般的に不正行為が行われやすいと言われています。

したがって今後締結する随意契約につきましては、各職員に対して、これまで以上に厳正厳格な手続を求めるべく、判決文の内容を確認の上、再発防止策を検討してまいりたいと考えております。

また今回の判決により、実際に不正な便宜供与がなくても有利な取り計らいを受けたとの思惑が業者にあることを知りながら金品を受け取った場合にも収賄罪に該当することが分かりましたので、したがって業者からの金品の授受は無論のこと、業者に対して便宜を図るとの誤解を与えるような思わせぶりの言動行動についても、厳に慎むよう職員に再徹底してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ぜひ全職員でもう一度襟を正して、二度とこういうことが起こらないように、起こった場合は速やかに対応していただくということで今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 質疑はありませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） この件に関して、私は一般質問で質問をしております。

それで、倫理規程違反ということで、3月に処分を一度しておりますよね。さらにもう1回、市長副市長の給与を減額するというので、言わば倫理規程違反で10分の1、1か月ですよ。今回有罪になって、それも10分の1、1か月ということなのですが、これは全国的に見て、給与減額というのは、妥当なんではないでしょうか。その辺のところがもし分かれば、お願いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市長答弁、堀江議員からもあったとおり、3月は、金品の授与ということで収賄罪はそこには含まれていなかったもので、今回は刑事事件として単純収賄罪が確定したことから、その責任を取って1か月、改めてプラスして今回減額するというものでございますが、元職員の懲戒処分の量定が免職相当であること、処分された行為が業務に関連していること、処分された行為が刑事事件に該当し、有罪または有罪確定となっていることを勘案し、市長、副市長の給料を減額することとしておりますが、量定的には、他自治体の例を参考にしながら決定したものということで御理解願いたいと思います。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 前は倫理規程違反ということで給与減額をされたということでありますが、一般質問のときに一事不再理の原則だということだったんですが、なぜか、2月16日に倫理規程違反で停職6か月の懲戒処分を行ったということでありました。一事不再理の原則ということであれば、そのときに処分できなかったはずだと私は思ったんです。だから今回、最終的に有罪になったときに、一緒に処分をされればよかったのではないかと、私は思ってる次第です。ですから、過日の一般質問のときにも、なぜに書類送検されたときに、倫理規程違反で処分をできなかったのかと非常に疑問を持って質問をさせていただきました。だから、今回一緒に有罪になってからの処分でよろしかったのではないのでしょうか。その辺どうでしょう。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず元職員に関しては、再任用職員ということで、1年間の雇用です。1年間の雇用を改めて4月以降継続するには、勤務が良好であることがまず大前提となります。

今回、金品を受領した倫理規定違反はもうそのときには分かっておりますことから、再任用で継続することは困難な状況でございました。ですので、仮に継続して現段階で処分をしたとしても、継続はなかなかできない状況にあったということは御理解願いたいと思います。

また、当時から本人は収賄の事実は認めていなかったということは、ずっとお話ししていたかと思うんですが、金品の受領は認めたということで処分してございますが、2月に行った処分は、もともと停職6か月ということで処分し、そのまま依願退職、当然継続できないことから、そのまま退職に至ったのですが、仮定の話でお話ししますと、明確にはお答えできないところはあるんですが、今回判決が懲役10か月、執行猶予3年となっておりますので、この場合は懲戒処分を待たずに、元職員は地方公務員を失職となりました。したがって、収賄罪が確定する前に、元職員が罪を認めていた場合は、そもそも失職に相当する懲戒処分になったと思われますので、結果的にはもう辞めざるを得なかったという状況でございますが、1年間

の雇用期間ということを鑑みまして、3月の議会前、2月16日に処分した結果でございます。
御理解願いたいと思います。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 一般質問のときも言いましたが、倫理規程違反が分かっていて、停職6か月という判断をしましたよね。2月頃に停職6か月に処分したところで、何の意味があるんですかという話をしたんです。そういうことができるのであれば、書類送検された9月の時点で処分すべきだったのではないですかという話をずっとしているんです。ですから、そのときに、倫理規程違反というのを、処分を決める委員会みたいなものは、座長は副市長ですよ、多分、ですからそのときに、そういう判断がなぜできなかったのかということをやっと聞いてるんです。2月16日に、3月で終わってしまうから慌てて処分した的な発言というのは、非常におかしな話だと私は思っているんで、ずっと言わせていただきました。何か答弁があれば。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 何度かお話ししていると思うんですが、元職員は一貫して便宜供与は否定しており、金品の授受による倫理規程違反だけでは免職にはできません。懲戒処分に関しては、審査委員会の中でそのような判断をしておりましたが、もともとやっぱり一貫して便宜供与を否定しており、それに関する収賄の件については、警察、検察、裁判所、今回の判決においては収賄と判断しておりますが、市人事当局としては収賄と判断はできなかったです。それは人事当局に関して、事情聴取が甘く、刑罰に関する知識も認識していないのではないかという御意向もあるかと思いますが、そういった、元職員が一貫して便宜供与を否定している以上、そこには司法判断に委ねざるを得なかったということはそのとおりでございます。

また、市が行う調査では、警察や検察のような強硬な捜査権限もないこともありますので、既に警察、検察の捜査がその時点から行っている状況であったことから、その動向を注視せざるを得なかったというのは、もちろん御理解願いたいと思うんですが、ただ、もう一度言いますが、やっぱり雇用期間を継続する、しない、その判断については早めに本人にも伝えることがございますので、今回金品を授受したという点に関しては間違いのない事実でございましたので、今回のような2月16日の懲戒処分の退職というようなことで、対応させていただいたところでございます。

○4番（堀江清一） 議長、3回で終わりですか。

○議長（青木敏久） 終わりです。

○4番（堀江清一） 納得できないのですが、了解しましたということだね。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において、議事を進行しこれで質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 追加議案第3号 那須烏山市長及び副市長の給料の減額に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。よって、追加議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 追加議案第2号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）
について

○議長（青木敏久） 日程第3 追加議案第2号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ7万5,000円増額し、補正後の予算総額を123億6,833万9,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、不祥事を起こした元職員から提供された切手について、その相当代金を元職員に返還するために、必要な補正予算を編成したものであります。

以上提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願いを申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今回の補正で、まず補正予算の理由は、土木管理費ということで7万5,000円計上していますよね。

それが要するに、説明書のほうでは、土木総務費と役務費の7万5,000円で、その理由は土木総務費となっているのですが、これは本予算と説明で用語が違うのですけれども、これはどういう理由なのかというのが1点です。

それと、今回の収賄事件に関する問題として、切手代相当分7万5,000円です。これを今の説明では、不祥事を起こした職員に返すように聞こえたのですが、金品を業者から受け取ったということであれば、それを業者に返すというようなことなののでしょうか。それとも元職員を通じて業者に返すというような考え方なんですか。何かその辺が、不祥事を起こした職員に返還するというのは、ちょっと私としては理解できないんですが具体的にもう一度説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 科目の件についてお答えします。

まず土木管理費というのは、款項目でいうと項に当たりまして、土木総務費が目にあたりますので、こちらはこの書き方でよろしくをお願いします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 平塚議員の御質問、切手相当金を元職に返すのはという御質問でございますが、市の顧問弁護士に相談確認をしましたところ、元職員が受け取った切手につきましては元職員に所有権が帰属するということでございましたので、市としては元職員に返還をするということで今回の提案といたしました。

それがその先、業者に返す、それにつきましては民間対民間の問題でありますので、そちらにつきましては、私どもの介入はできないところでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） もう少し理解できるように説明していただきたいのは、要するに、この7万5,000円の切手代は、実際に市の仕事として使ってしまったと。だから、要するに、不正かもしれないけれども、受け取った職員がもらった切手代なので、市として使ったものを、その出どころはいずれにしろ、職員に7万5,000円、持っていた切手を使ったので、

それは市としてそれを職員に戻すというような理解でよろしいのでしょうか、そこがちょっとどうも理解できない。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） その点につきましては、平塚議員のおっしゃるとおりでございます。

切手につきましては、2回に分けて提供を受けております。まず1回目が令和2年の12月です。こちらにつきましては、防災集団移転促進事業に係るアンケート調査の発送というところで使用いたしております。

2回目につきましては、その後やっぱり防災集団移転関係で使うという想定を職員がしまして、それを受け取ったというところでございますが、実際の使用につきましては、整備グループの戸籍等の調査で関係市町村に発送したものでございますので、そちらを合わせまして7万5,000円という予算計上となっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 内容はそれで理解したんですが、1回目は幾ら2回目は幾らという金額は分かってますか。7万5,000円の内訳。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） すみません失礼しました。1回目につきましては、防災集団移転のアンケートで、こちらにつきましては、全部で333通発送しておりまして、まず発送用が、140円の切手を貼って出しております。返信用ということで333通掛ける84円の切手を使用しております。合計しますと333掛ける140円で、4万6,620円。返信用が333掛ける84円で2万7,972円、合わせまして7万4,592円となりますが、発送用の切手33通分につきましては、都市建設課で管理しております切手の使用が明らかになったものですから、33通掛ける140円、4,620円につきましては引かせていただきまして、防災のアンケートに使ったのが6万9,972円となります。

その後用地の戸籍関係の調査に使ったものが、発送用、25掛ける84円なので2,100円です。返信用ということで、重くなる想定もしましたので返信用には94円の切手を貼っておりまして、25掛ける94円で2,350円。これを足しまして4,450円。先ほど申し上げました6万9,972円に4,450円を足しまして合計が7万4,422円となりまして、今回の7万5,000円の予算計上といたしております。よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 切手代が足りないから、切手代を業者からもらいましょうというの

がまず一つ信じられないんですが、各課で、切手は持っているのかなというふうに思われるわけです。

都市建設課だけが持っているのであれば、やむを得ないと、やむを得ないではないですけどもね。例えば、では生涯学習課は持っているんですか、どこどこは持っているのですか、どこどこは持っているのですかという、多分持っているような気がしないでもないんです。業者から借りるといふか、個人から借りるより、そういうところから借りるといふのがまず第一なのではないのかなと、当然。切手がもし足りなかったときはどうするんだと、再発防止にはまずそこからやらないと話にならないのではないのかなと思われるんです。切手を使ったのは、一つ帳簿みたいなものがあって、切手も現金と同じ扱いですから、その辺、現金と同じである切手の扱いが、あまりにもいいかげんだったというようなことなんだと思うんですけど、その辺は今後どういうふうに、ほかから借りるとか、そういうことができないからこうなってしまったのだというのであれば、その辺の横の流用というか、その辺も考えないといけないのではないのかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今の質問にお答えするんですが、ずさんな管理ではないかというようにお話だったかと思うんですが、ほかの課の切手使用については、当時の職員等に確認したところ、そういった確認をしてほかの課の切手を使用したというようなところはなかったようでございます。

ただ1番問題だったのは、そういった状況が起こったときに、上司に少しでも報告しなかった、それが1番の原因だというふうにこちらとしては考えております。当然ながら再発防止に向けても、まず報・連・相の大切さ、そういったときが起きたらいち早く報告し、そのときに何か報告を受けていれば、このような事態にはならなかったというふうな考えでおりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 私が監査委員を務めたときには、切手は現金と同じなので、切手の帳簿をしっかりとって、それを毎回確認しろと、こういうふうに監査委員として申したわけでございます。

結局それが単純にできていないと、こういうようなことではないのかなというふうに思われますし、今後は切手の帳簿、各課か、または総括がどこかあって、確認するか知りませんが、しっかりとって、本来であれば切手というのは現金と同じなので、決算時に幾つあるよというふうに出さなければいけないんだけど、便宜上そこまでは言わないからしっかりとってねと、こういうふうに言った話でございます。それができてないということが、非常に大

きな問題ではないのかなと思いますが、報告があればいいやなどとそういうのではなくて、もし切手が足りなかったら、どういうふうな形でやっていくと、足りませんよと報告があれば何か考えはあるのでしょうかけれども、まず切手は現金と同じだと、本来であれば決算書にも上げなければならないんだというぐらいの認識だけは、しっかり持ってもらわないと駄目だと、正式に言えばそうですよ。だから、今の決算書には載っていませんけれども、その辺は。それで1円切手などというのがいっぱいあるんです。各課全部見たんですから、私。1円切手がたくさんあって、それを貼るのは大変だねと言ったことがあるので、もう1回その切手の所在というか、1円が幾らあって、何円が幾らあってと、そういうようなものを1回精査してはいかがかなと、こういうふうにと思いますが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 平成30年、令和元年、その頃に、監査委員からの指摘を受けて、それ以降は切手の売払い簿というのをちゃんとつけて管理するようになってございます。

今回の切手に関しては、ちょうど令和2年ぐらいでありましたので、担当課においてもそういう意識ではいたと思います。ですので、切手売払い簿の管理すべきもの、それについてはしっかり管理した上で、監査委員のほうには、定例監査のときにお話をさせていただいたところであります。

ただ1点だけ、それでも漏れていた売払い簿がございましたので、今回、この機にもう一度整理をしまして、新たに随時の監査を受けまして、それは報告させていただいたところでございます。

現段階では、ほかの課におきましても物品管理の中の切手の取扱いについては、切手の売払い簿でしっかりと管理しているという認識でございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） しっかり管理していれば、こういうことは起きないのではないのかなあと思います。より一層しっかり管理をしていただくと。決算書には載っていませんが、現金と全く同じでございますので、その辺のところを認識し直して監査委員が何ぼ言ってもやってくれなければ意味がないというふうに思っておるわけでございますので、よろしくお願いして、答弁は結構ですから、今後ともしっかりとやっていただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今回業者から元職員に渡った切手、またその職員が公務で使った切手、その分については今回の補正に乗せて、公務で使用した分については返金するというような提案をさせていただきましたが、現在私物として残っている未使用の切手がございます。

それにつきましては、今回の返金と合わせて本人にお返しすることで考えてございます。
以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） 防災集団移転のアンケートに使ったと、たしか過日の一般質問で、年末でばたばたして、切手を買うことがなかなかできなくて、緊急性があったから、そのように業者に依頼したというような話を、たしかされたかなと。そういうふうに私は聞いたんですが、それほど緊急性のある、当時事案だったのでしょうか。まずそれが一つ。

それと先ほど、切手代を返すということで、計算していったら最後に2円という半端が出ましたよね。7万5,000円を返金だということですが、これはどういうことなのかというのが2つ。

それと、切手代をもらったというのは、多分、昨年の話だと思うんですけども、切手代相当分を返すということであれば、厳密に言えば利息がつくのではないですか、ひょっとしたらですよ。そういうところはどうなっているのでしょうか。

以上、3つお願いします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） まずアンケートを送付した時期は令和2年12月でございますが、ちょうど12月ということで年越し、お正月ということで家族が集まる機会が多く、そのときに移転についての話題をしていただいて、回答していただくのがいいだろうということで12月に送付したということだったと記憶しております。

次に7万5,000円につきましては、あくまでもこれは予算の計上でございまして、返金につきましては7万4,422円を返金するということでございますので、そちらにつきましては御理解をいただきたいと思います。

利息につきましては、考慮しておりません。よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） 切手代なのですが、もらった時期というのは、昨年の何月頃だったのでしょうか。取りあえず先に。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 1 回目が令和2年12月、2 回目が令和3年3月ということでございます。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） そういうふうにアンケート調査をして、発送時期に緊急性があったと

ということで、職員もやむを得ずそういう手段に出たんだろうと、そういうふうになんか少し優しい目で見えておりますが、そういう緊急性のあるアンケートを取るということは、防災集団移転事業を幾らかでも早く進めたいという意図なのかなと思います。

そういう中で今回遅れているという話が出ましたので、その辺もどうなっているのかなと私は不思議ではない。いずれにしても防災集団移転は重要な案件ですから、しっかりと、市長なんかも、とらえて、職員の数が足らなかつたらばどんどん補充をしていただきたい。そういうことを要望いたしまして私、答弁は結構です、以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 追加議案第2号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 請願書等審査結果の報告について

○議長（青木敏久） 日程第4 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

本案につきましては、去る5月30日の本会議において、総務企画常任委員会に審査を付託

しております。審査の経過と結果について、総務企画常任委員会委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、興野一美議員。

〔総務企画常任委員会委員長 興野一美 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（興野一美） それでは、請願書等の審査結果を発表いたします。

去る5月30日の本会議において、当総務企画常任委員会に付託された陳情書第2号 那須烏山市名誉市民についての審査の経過とその結果について、御報告申し上げます。

6月7日に委員5名出席の下、第1委員会室において、担当課である総務課職員の説明を受け、慎重に審査を行いました。

本市の名誉市民に関しては、市制が施行された平成17年10月1日に那須烏山市名誉市民条例が制定され、本条例では合併前の旧両町で名誉町民が授与された方3名が名誉市民として引き継がれましたが、現在まで新たに名誉市民として推挙された方はおりません。

本条例の第4条には、市式典への参加や死亡された場合の弔慰について規定されており、名誉市民は原則生存されている方が対象となっております。

また、同条例第2条に、名誉市民は市長が議会の同意を得て推挙することも規定されておりますので、条例の根拠も踏まえ検討した結果、不採択とすることに決定いたしました。

なお、本市には、現在亡くなっている方にも偉大な業績を成し遂げた方がいらっしゃいますので、今後、市の記念行事等において、その功績をたたえられる機会の創設について検討をお願いし、審査結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（青木敏久） 以上で総務企画常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において、議事を進行しこれで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 請願等審査結果の報告について、総務企画常任委員会委員長からの審査報告のあった陳情書第2号那須烏山市名誉市民について、報告のとおり不採択とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第2号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第5 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（青木敏久） 日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（菊地唯一） 令和6年6月12日、那須烏山市議会議長青木敏久様。
総務企画常任委員会委員長興野一美。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則第110条の規定により申し出ます。

事件1、まちづくりに関する事項。2、環境衛生及び環境保全に関する事項。3、税の収納対策に関する事項。4、その他、所管に関する事項。

理由、閉会中の所管事項の調査研究のため。

期間、総務企画常任委員会委員の任期の期間。

この後、常任委員会等の報告が続きますので、若干省略をさせていただきますながら御報告します。

続きまして文教福祉常任委員会委員長荒井浩二。

閉会中の継続調査の申し出について。

事件1、子供の教育に関する事項。2、医療・福祉に関する事項。3、歴史・文化・スポーツに関する事項。4、その他所管に属する事項。以下同文でございます。

続きまして、経済建設常任委員会委員長福田長弘。

閉会中の調査の申し出について。

事件1、産業振興対策に関する事項。2、都市建設に関する事項。3、上下水道に関する事項。4、その他所管に属する事項。以下同文でございます。

続きまして、議会運営委員会委員長滝口貴史。

閉会中の継続調査の申し出について。

事件1、議会の運営に関する事項。2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。3、議長の諮問に関する事項。以下同文でございます。

議会広報委員会委員長堀江清一。

閉会中の継続調査の申し出について。

事件1、議会の活動状況の広報に関する事項。2、その他特に必要と認めた事項。以下同文でございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ただいま事務局長から報告がございました。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会広報委員会委員長から提出のあった会議規則第110条の規定に基づく、閉会中の継続調査の申し出につきましては、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、各委員会からの提出された閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決定いたしました。

○議長（青木敏久） 5月30日から本日まで14日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力大変ありがとうございました。

以上で、令和6年第2回那須烏山市議会6月定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

〔午前10時48分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年8月27日

前 議 長 渋 井 由 放

前 副 議 長 青 木 敏 久

議 長 青 木 敏 久

署 名 議 員 田 島 信 二

署 名 議 員 中 山 五 男